

## 別紙2 機器仕様書

### 1 一般事項

本仕様書は、公共施設に使用するLEDを光源とするLED照明器具（以下「器具」という。）に適用する。

### 2 適用基準及び規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の適用基準の最新版を適用すること。

#### 電気用品安全法

電気設備に関する技術基準に定める省令

JIS C 8105-1	照明器具-第1部:安全性要求事項通則
JIS C 8105-2-1	照明器具-第1部:定着灯器具に関する安全性要求事項
JIS C 8105-3	照明器具-第3部:性能要求事項通則
JIS C 8105-5	照明器具-第5部:配光測定方法
JIS C 8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
JIS C 8147-1	ランプ制御装置-第1部:通則及び安全性要求事項
JIS C 8147-2-13	ランプ制御装置-2-13部:直流又は交流電源用 LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JIS C 8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第1部:LEDパッケージ
JIS C 8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JIS C 8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法
JIS C 8153	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
JIS C 8154	一般照明用LEDモジュール-安全仕様
JIS C 8155	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項
JIL 5004	公共施設用照明器具
JIL 5006	白色LED照明器具性能要求事項
ガイドB 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド010	直観LEDランプ性能表示等のガイドライン
ガイドB011	高品質照明用LED光源の性能要求指針
ガイドA102	照明器具の銘板等の表示
ガイドA134	LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

### 3 各器具の仕様

- (1) 関連するJIS規格等に適合又は同等程度の製品であること。
- (2) 器具は国内用に製造されたものを使用すること。
- (3) 器具は、通常の使用方法において、LEDの定格寿命(光束維持率が70%未満になるまでの時間)が40,000時間以上であることとし、常に安全な使用が可能であること。
- (4) 器具の選定にあたっては、原則として既存照明灯と同等以上の照度を確保できるものとし、可能な限り照度分布図により確認できること。

なお、現場状況によって既存の照明施設と同等の照度が必要ないと認められる場合においては、本市と協議の上、置き換えることも可とする。

- (5) 器具等は、維持管理の観点から以下の種類ごとに同一メーカーで統一すること。  
(LED直管ランプ、ダウンライト、高天井照明、屋外照明、その他)
- (6) 器具等は、JIL5004公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」全てに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定の無いLED直管ランプ及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること。)
- (7) 製品の製造業者は、ISO9001及びISO14001認証を取得していること。
- (8) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- (9) LEDの光源により、不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものであること。
- (10) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものでない場合は事業者の負担で交換又は補強及び落下防止金具を取り付け、安全性を確保すること。
- (11) 外部に設置する器具は適切な防水性、対候性、耐食性を有すること。
- (12) 本仕様書に無い事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」最新版及び「公共施設設備工事標準図(電気設備工事編)」最新版に準拠するものとし、遵守すること。